

●市民税の所得割額の確認方法

・市民税が給与から引かれている方

6月頃に職場から通知される「市・県民税特別徴収税額の決定通知」で確認できます。

・市民税を納付書又は口座振替で納めている方

6月頃に市から通知される「市民税・県民税課税計算明細書 兼 税額決定（納税）通知書」で確認できます。

- ・保育料に係る市民税額は、住宅借入金等特別控除、電子証明等特別控除、配当控除、寄付金控除等の適用はありません。
- ・保護者の市民税所得割額を「保育料（利用者負担額）基準額表」にあてはめると月額保育料の目安が分かります。ただし、実際の算定額と異なる場合があります。

●市民税の見方について

保護者の方の“市民税の所得割額”（以下「所得割額」）を合算することになります。ただし、計算された“所得割額”から“調整控除額”を差し引いた額が保育料算定の額となります。別紙で記載のとおり“所得割額”が課税されていない場合は、“均等割額”の金額を確認します。なお、実際にお支払いになった納税額とは異なる場合がありますので注意してください。

1 主に給与所得者の方の例 [給与から住民税を引かれている方 ※特別徴収税額の決定の方]

- (1) 保護者の方の市民税の所得割額で算定します。（ただし、税額控除前所得割額が基準となります。）
- (2) 「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の「市民税」の欄をご覧ください。
- (3) 階層を決定する市民税の所得割額は、「④税額控除前所得割額（A）－調整控除額（※⑤税額控除額の一部）＝保育料算定の基となる所得割額（市民税）」となります。
- (4) 保護者の方の市民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

※調整控除額については、「給与所得等に係る市民税・県民税 特別徴収税額の決定通知書」の裏面をご確認ください。

※通知書の様式は市区町村ごとに異なる場合があります。

※保育料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。

[参考例]

④税額控除前所得割額（市民税）－調整控除額（例えば 2,000 円）※⑤税額控除額の一部＝利用料算定の基となる市民税額

給与所得等に係る 市民税・県民税		課税標準		所得割額	
所得	給与収入	主たる給与以外の合算所得区分	総所得③	市民税	税額控除前所得割額④
	給与所得	営業等	山林所得	市民税	税額控除額⑤
	その他の所得計	農働子当与	分離短期譲渡	市民税	所得割額⑥
所得控除	雑損	配給一時	分離長期譲渡	県民税	均等割額⑦
	医療費	障・寡・勤	株式等の譲渡	県民税	税額控除前所得割額④
	社会保険料	配偶者	上場株式等の配当	県民税	税額控除額⑤
	小規模企業共済	配偶者特別	先物取引	所得割額⑥	均等割額⑦
	生命保険料	扶養		⑧	
	地震保険料	基礎		控除不足額⑨	
	(適用)	所得控除合計②		既充当額⑩	
				既納付額⑪	
				差引納付額(⑧-⑩-⑪)	
				変更前税額⑫	
				増減額(⑧-⑫)	
				変更月	月

2 主に事業をなさっている方の例（口座振込や納付書等で住民税を納付している方※普通徴収の方）

(1) 保護者の方の市民税の所得割額で算定します。（ただし、税額控除前所得割額が基準となります。）

(2) 保育料階層区分については、「市民税・県民税税額決定納税通知書」に記載されている「**税額控除前所得割額（市民税）**」の欄をご覧ください。

ただし、階層を決定する市民税所得割額は、「**①税額控除前所得割額（市民税）－調整控除額（市民税）※②税額控除等の一部の金額＝保育料算定の基となる所得割額（市民税）**」となります。

(3) 保護者の方の市民税の所得割額を合算し、保育料表にあてはめてください。

※調整控除額については市民税・県民税税額決定納税通知書の裏面をご確認してください。

※通知書の様式は市区町村ごとに異なります。

※保育料は市民税額を基に算定します。県民税額は含まれません。

※記載例は、茅ヶ崎市の書式を参考にしています。様式は市区町村によって異なりますので注意してください。

[参考例]

年度 市民税・県民税 税額決定 納税通知書

納税者住所氏名		通知書番号	
		金融機関名	
		口座種別	口座番号
		口座名義人	

市民税・県民税を次のとおり決定しましたので、地方税法第41条、第319条の2及び第321条の7の5の規定によって通知します。（単位：円）

税 額	年税額 (A + B + C)	普通徴収税額 (A)	給与特別徴収税額 (B)	年金特別徴収税額 (C)
今 回				
前 回				

(単位：円)

普通徴収税額 (A) の内訳	期 別	納 期 限	期 割 額	充 当 額	納 付 済 額	差 引 納 付 額
		今 回				
	前 回					
	今 回					
	前 回					

※金融機関等から市へ入金する手続きに時間がかかるため、納付の時期により納付済額に金額の記載がない場合があります。

※差引納付額がマイナスの場合は、還付又は未納に係る市の徴収金に充当します。

※同一納期限の納付書が既にお手元にある場合は、今回お送りした納付書を使用してください。

市民税・県民税課税計算明細書 兼 税額決定(納税)通知書 (その1：特別徴収税額の内訳)

通知書番号

1 給与特別徴収税額(B)の内訳

(単位：円)

特別徴収月	特別徴収月	特別徴収月	給与特別徴収税額
今 回			
前 回			
特別徴収月			給与特別徴収税額
今 回			
前 回			

※退職等により給与から特別徴収ができなくなった場合、給与から差し引けなくなった残りの税額は、普通徴収の方法で納めていただきます。

2 年金特別徴収税額(C)の内訳

(単位：円)

特別徴収月	仮特別徴収税額 (前年度の通知額)	特別徴収税額	年金特別徴収税額
今 回			
前 回			

3 特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金の種類	
支払者の名称	

公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際に、左記3の公的年金からその支払者が徴収します。

※死亡した等により公的年金から特別徴収ができなくなった場合、公的年金からの特別徴収は中止となります。公的年金から差し引けなくなった残りの税額は、普通徴収の方法で納めていただきます。（この場合、来年度の仮特別徴収は中止となります。）
なお、期間的に特別徴収中止の処理が間に合わず、前回税額を公的年金から特別徴収させていただくことがあります。その場合は公的年金の支払者から茅ヶ崎市に納入された後、前回税額と今回税額との差額を還付又は未納に係る市の徴収金に充当します。

4 仮特別徴収税額 (来年度分)

(単位：円)

特別徴収月	特別徴収月	特別徴収月
今 回		
前 回		

あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が左記4の額を特別徴収の方法によって徴収することとなりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

(単位：円)

項目	今回	前回
収入		
所得等の内訳		

(単位：円)

項目	扶養親族等		本人該当						
	配偶者控除	老齢特配	扶養親族	16歳未満同居	障害者特別	障害者普通	寡婦	寡夫	勤労学生
今回									
前回									

(単位：円)

項目	今回			前回		
	課税標準額	市民税	県民税	課税標準額	市民税	県民税
税額控除前所得割額①						
税額控除等②						
税額控除後所得割額③(①-②)						
均等割額④						
年税額⑤						

※市民税均等割額の1/10未満の額を金額に取崩していません

$$\text{①税額控除前所得割額(市民税)} - \text{調整控除額(市民税)} \times \text{②税額控除等の一部の金額} = \text{保育料算定の基となる所得割額(市民税)}$$

(単位：円)

税額控除等②内訳	所得割額	
	今回	前回
合計⑧(⑥+⑦)		
所得割から控除した金額⑨		
均等割に充当した金額⑩		
残額⑪(⑧-⑨-⑩)		

※上表で残額がある場合は裏面9をご覧ください。